

【農村環境改善センターの料金改定一覧】(営業、宣伝、販売等をする場合)

区分	改正前	改正後	備考
入場料を徴収せず営業、宣伝等で使用する場合	使用不可	使用料の100分の150に相当する額	
入場料を徴収して営業、宣伝、販売等を使用する場合	使用不可	使用料の100分の300に相当する額	